

公立大学法人青森県立保健大学の 中期目標期間終了時の検討に対する意見について

1 趣旨

地方独立行政法人法第31条第1項により、青森県知事は、公立大学法人青森県立保健大学（以下、「法人」という。）の中期目標期間の終了時において、当該法人の組織や業務全般にわたる検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。

当該検討を行う際には、同条第2項により、評価委員会の意見を聴くものとされている。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

[説明]

- 1 中期目標期間終了時に、組織や業務全般にわたる検討を行い、その検討結果を業務運営の方法、組織の在り方、役員的人事等に反映させるべく所要の措置を講じることにより、社会経済情勢等に対応した機動的・弾力的な業務運営が行われることとなる。
- 2 評価委員会に意見を聴くこととするのは、客観性・専門性を有する評価委員会の意見を検討に活かす趣旨であるとともに、第1項の検討は、評価委員会による業務実績の評価結果を踏まえて行うものと考えられるため。

2 実施方針

（1）検討及び措置を実施する時期

県は、中期目標期間の終了後に検討・措置を行った場合、その内容を法人の次期中期目標等に反映させることはできないため、これまでの中期計画の実施状況や評価委員会の意見等を踏まえて今後の法人の在り方を決定し、次期中期目標に反映させることをもって、中期目標期間終了時の「検討」及び「所要の措置」を行うこととしている。

このため、評価委員会は、平成24年度業務実績評価の審議に合わせ、これまでの評価結果等を参考に、次期中期目標の策定に先行して、目標期間終了時における検討案（資料7）について審議することとする。

（2）スケジュール

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 7月22日（月） | ヒアリング |
| 7月30日（火） | 各委員は、ヒアリング等を踏まえた意見を事務局に提出 |
| 8月23日（金） | 第3回地方独立行政法人評価委員会にて意見決定 |
| 9月上旬 | 県から、次期中期目標案の提出 |
| 9月中旬 | 各委員は、次期中期目標案に関する事前意見・質問を事務局に提出 |
| 9月下旬 | 第4回評価委員会にて次期中期目標案に関する審議・意見決定 |